**平成２３年（フ）第１４１号**
宮崎県都城市蓑原町2981番地17
債務者　上村　友美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第２９９号**
沖縄県那覇市壺川２丁目８番地12赤畑アパート２－Ｅ
債務者　金森　和子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３２３号**
沖縄県那覇市壺屋１丁目10番19号チョコハウス２－Ａ
債務者　渡邊　敏夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３２９号**
沖縄県那覇市宇栄原４丁目14番６－105号宇栄原市営住宅Ａ６
債務者　新垣　徳満
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１６４号**
長野県飯山市大字静間228番地３　Ａ―201
債務者　永井　庄子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９６号**
長野県上田市上丸子892番地
債務者　杉本友里子（旧姓前澤）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第２７６号**
兵庫県川西市出在家町18番12号　207
債務者　溝渕　理恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第３０３号**
兵庫県伊丹市桑津２丁目２番７―101号
債務者　廣重　真一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第１８１号**
広島県福山市胡町３番５―306号　菊屋マンション、旧住所広島県福山市手城町２丁目２番１号　レオパレス手城101
債務者　宮口　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第２０４号**
福岡県宮若市磯光1888番地、旧住所広島県福山市新涯町４丁目25番３－２号
債務者　永井　嘉博
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第２０５号**
広島県福山市川口町１丁目16番25号、旧住所広島県福山市新涯町４丁目25番３－２号
債務者　永井　啓子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第３０３号**
沖縄県那覇市首里寒川町２丁目73番地１Ｌ．Ｍ首里寒川308
債務者　所谷　鉄也
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３１１号**
沖縄県那覇市繁多川２丁目５番６―102号県営住宅
債務者　仲里　友美
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３１２号**
沖縄県那覇市繁多川２丁目５番６―102号県営住宅
債務者　仲里　早世
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３３７号**
沖縄県豊見城市字豊見城611番地１栄アパート302号
債務者　山里　秀一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３４９号**
沖縄県那覇市首里崎山町２丁目11番地203
債務者　小橋川真吾
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３５７号**
盛岡市岩脇町３－７－４　県営岩脇緑が丘アパート７号棟４号室、住民票上の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地849
債務者　大宮　光子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部